

千葉県環境基本計画の見直しについて

1 現計画の進捗状況

県では、本計画を 20 年 3 月に策定し、「ずっと豊かで安心して暮らしていける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく」を目標に、各種施策の推進に取り組んできました。

また、計画の着実な推進を図るため、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、その結果を「年次報告書」として取りまとめ、学識経験者や住民の代表者等で組織されている「千葉県環境審議会」へ報告し意見を伺うなど改善に努めてきました。

直近の「平成 24 年度年次報告書」において点検・評価を実施したところ、一部に順調に進捗していない指標もあるものの、全般的には目標達成に向けて進展が見られる結果となりました。

2 見直しの背景

23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により、本県に新たな環境問題が生じました。中でも福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質への対応は、本県はもちろん我が国が初めて直面した重大な課題となりました。

また、東日本大震災に起因する電力不足と相まって、温室効果ガスの排出量削減に資する太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や省エネルギー・節電の一層の促進が課題となりました。

さらに、埋立地など県内各地において液状化―流動化現象が発生し、建物や道路、上下水道等へ被害を及ぼしましたが、そのメカニズムについては、十分に解明されているとは言えません。

他にも、計画策定以降、新たに顕在化してきた環境問題があります。大気汚染の一つの原因となり、21 年 9 月に環境基準が定められた微小粒子状物質 (PM2.5) については、監視や発生メカニズムの解明、対策の検討が求められています。敷地を鉄板等で囲み自動車リサイクル法等に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」については、生活環境への悪影響が懸念されるとともに、自動車盗などの犯罪の温床ともなっていることから、ヤードの適正化を図る必要があります。

また、大気汚染防止法改正をはじめとした各種法令改正、「千葉県バイオマス活用推進計画」の策定等の新たな個別計画の策定や見直しなど状況も変化しています。

この計画を策定した際に、概ね 5 年後を目途として計画を見直すとしていたことから、現計画の基本的事項を踏襲しつつ、新たな環境問題に対応するとともに、個別計画の策定や見直し、法令改正等の内容を盛り込むため、計画の見直しを行いました。

3 見直しのポイント

(1) 東日本大震災に起因する課題への取組

○ 放射性物質による環境汚染への対応

福島第一原子力発電所事故により、本県において生じた空間放射線量が高い区域への対応や、8,000Bq/kg を超える放射性物質を含む下水道施設の汚泥やごみ焼却灰の処分等が大きな課題となりました。

県としても県民の安全と安心を守るため、国や市町村と連携した取組の継続が必要です。

そのため、空間放射線量の監視体制の継続や、除染等の措置の円滑な推進、放射性物質を含む汚泥や廃棄物への対応について、計画に盛り込むこととし、新たに第3編 第4章に「第6節 放射性物質による環境汚染への対応」という一節を設けました。

また、新たな指標として「空間放射線量率」を設けました。

⇒ 第3編 第4章 第6節：放射性物質による環境汚染への対応

○ 再生可能エネルギー等の導入促進

東日本大震災に起因した電力不足を契機に、エネルギーの分散・安定確保の必要性が高まり、環境負荷の低い太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や省エネルギー・節電の一層の促進が課題となりました。

そのため、24年3月に策定した「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」に基づく、県としての取組や市町村・県民・民間事業者に対する支援、周知啓発について、計画に盛り込みました。

また、新たな指標として「再生可能エネルギー発電設備導入量」を設けました。

⇒ 第3編 第1章 第1節：温室効果ガスの排出量削減

○ 液状化－流動化メカニズムの解明

東日本大震災時には、埋立地等において建築物、道路等に被害を及ぼした液状化－流動化現象が発生しましたが、その発生メカニズムは十分に解明されていません。

新たな調査手法を導入した液状化－流動化メカニズム解明への取組や、有効な情報の提供について、計画に盛り込みました。

⇒ 第3編 第4章 第4節：良好な地質環境の保全

⇒ 第3編 第6章 第3節：環境情報の提供と調査研究体制の充実

(2) 新たに顕在化してきた課題への取組

○ ヤードの適正化

自動車リサイクル法など各種法令に違反した行為が行われている、いわゆる「不法ヤード」は、土壌や地下水の汚染など生活環境への悪影響を及ぼすことが懸念されるばかりでなく、自動車盗など犯罪の温床にもなっています。

自動車リサイクル法など各種法令に則ったヤードの適正な運営が行われるよう、千葉県不法ヤード対策協議会を通じ関係機関との連携と、ヤードの適正化を図るための条例の制定やそれに基づく取組等を計画に盛り込みました。

⇒ 第3編 第3章 第1節：3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

○ PM_{2.5}への対応

大気汚染の一因となるPM_{2.5}については、まだその発生メカニズムは解明されておらず、21年9月に環境基準が設定されましたが、県内の環境基準達成率は低い状況にあります。

PM_{2.5}の常時監視や県民への注意喚起、発生メカニズムの解明に向けた調査・分析や国等と連携した効果的な対策の検討について、計画に盛り込みました。

⇒ 第3編 第4章 第1節：良好な大気環境の確保

⇒ 第3編 第6章 第3節：環境情報の提供と調査研究体制の充実

4 その他、今後に予想される課題

○ 東京オリンピック・パラリンピック開催に伴う産業廃棄物等への対応

2020年（平成32年）東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けたインフラや施設の整備により、産業廃棄物等の排出量増加が懸念されることから、それらの適正処理の徹底と再資源化の促進を図る必要があります。

これらの課題について計画に盛り込みました。

⇒ 第3編 第3章 第2節：廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止

○ 使用済み太陽光パネルの処理

導入が進んでいる太陽光発電について、国等と連携し、使用済み太陽光パネルの適正な処分と再利用の検討を進める必要があります。

この課題について計画に盛り込みました。

⇒ 第3編 第1章 第1節：温室効果ガスの排出量削減